

名古屋市立大学総合生命理学部履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 教養教育科目（第3条―第16条）
 - 第3章 専門教育科目（第17条―第28条）
 - 第4章 他学部との単位互換（第29条―第38条）
 - 第5章 履修登録単位数の上限（第39条）
 - 第6章 進級及び卒業要件等（第40条―第44条）
 - 第7章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人材の養成に関する目的）

第2条 総合生命理学部（以下「本学部」という。）総合生命理学科における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 生命科学を中心に、自然科学全般と数理情報科学の基礎を身に付けた上で専門分野を学修することで、柔軟な思考ができる人材を養成する。
- (2) 理学の総合的な学修を通じて、情報収集力、論理的思考力、企画力、実行力を備え、イノベーションの創出に貢献する人材を養成する。
- (3) グローバルな視野を持ち、地域社会の発展に貢献する人材を養成する。

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第3条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（単位の計算の基準）

第4条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験 45時間の授業をもって1単位とする。

（修得必要単位数）

第5条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

(履修の届出)

第6条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(履修の取消)

第7条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取消しをすることができる。

(履修方法)

第8条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

3 学生は、第6条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。

7 指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(試験)

第9条 試験は、学期末に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第10条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、追試験受験願を所定の期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第11条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(成績)

第12条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず、最高60点を限度として採点する。

(再履修)

第13条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。なお2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(学外における学修の認定単位)

第15条 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(単位の取消)

第16条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第17条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分については、別表3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第18条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間の範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習並びに実技は、30時間から45時間の範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあつては、その組み合わせに応じ総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(修得必要単位数)

第19条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第20条 学生は、年度の始めにおいて、前期、後期及び2学期にわたり履修しようとする

る授業科目について、指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

(履修の取消)

第21条 学生は、指定された期間内に所定の手続により履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第22条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。

3 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

4 学生は、第20条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

7 1年次においては2年次以降に配当された授業科目を、2年次においては3年次以降に配当された授業科目を、また、3年次においては4年次に配当された授業科目を履修することはできない。

(試験)

第23条 試験は、学期末（2学期にわたり開講される授業科目にあつては学年末）に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

2 前項の試験は、論文又はレポートその他の方法をもって代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第24条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て行うことができる。

2 追試験を受けようとする学生は、追試験受験願及びその理由を証明することができる書類を所定の期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第25条 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることがある。

2 再試験を受ける学生は、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

(成績)

第26条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(再履修)

第27条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与

えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位の取消)

第28条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第4章 他学部との単位互換

(授業科目)

第29条 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(履修の届出)

第30条 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修の取消)

第31条 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修方法)

第32条 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、当該学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(単位の認定及び取消)

第33条 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(他学部生の受入れ手続)

第34条 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(受入れ学生数)

第35条 前条の規定により他学部から受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(受入れ学生の履修可能授業科目)

第36条 受入れ学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(受入れ学生の履修方法及び単位授与)

第37条 受入れ学生の履修及び単位の認定は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(その他)

第38条 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第5章 履修登録単位数の上限

(履修登録単位数の上限)

第39条 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、24単位とする。

第6章 進級及び卒業要件等

(原級留置)

第40条 2年次終了時において、次の各号の要件を一つでも満たしていない者は、3年次に進級することができない。

- (1) 第5条に定める修得必要単位数の全てを修得していること。
- (2) 「総合理学概論A」2単位及び「総合理学概論B」2単位並びに「総合理学実験入門」1単位を修得していること。
- (3) 「生命科学実験」2単位又は「物質科学実験」2単位を修得していること。
- (4) 前2号を含めて専門教育科目から25単位以上を修得していること。

第41条 3年次終了時において、「専門演習I」2単位及び「卒業研究I」4単位を合わせて6単位を修得していない者は、4年次に進級することができない。

(除籍)

第42条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後4年に至っても、なお、第3年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第43条 所定の期間在学し、第5条及び第19条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(教員免許状の取得)

第44条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、高等学校教諭一種免許状(理科)を取得することができる。

2 前項に定める教員免許状の取得を希望する者は、別表5に定める授業科目、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

第7章 雑則

(その他)

第45条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第67号)

この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

区 分		授 業 科 目	配当 年次	単 位 数			
				必修	選択	自由	
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	大 学 特 色 科 目	社会人になるA	1		2	
			社会人になるB	1		2	
			現代社会と人と地域のつながり	1		2	
			名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	1		2	
			E S Dと地域の環境	1		2	
		現 代 社 会 の 諸 相	なぜ憲法が必要なのか	1		2	
			日本国憲法	1		2	
			法学入門	1		2	
			経済学：経済学の考え方	1		2	
			経営学：企業活動の諸相	1		2	
			社会学A	1		2	
			社会学B	1		2	
			平和論	1		2	
			私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	1		2	
			国際政治と社会	1		2	
		文 化 と 人 間 性 の 探 求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	1		2	
			囲碁に学ぶ	1		2	
			死の文化学	1		2	
			東ヨーロッパの文化と歴史	1		2	
			文化に見る歴史	1		2	
	欧州史の中の北欧史		1		2		
	アメリカ史入門		1		2		
	都市と地域構造の地理学		1		2		
	音楽と文化		1		2		
	自分とみんなで考える哲学		1		2		
	討論の中で問題を発見する哲学		1		2		
	応用倫理学－生命倫理の現在		1		2		
	宗教学入門		1		2		
	心理学概論		1		2		
	心理学入門		1		2		
	現代教育の諸相		1		2		
	次世代育成と地域の課題		1		2		
	自 然 と 人 間	科学史	1		2		
		環境と社会・制度・政治・経済	1		2		
		行動生態学	1		2		

	理自然 の探と 求と数	植物とバイオテクノロジー	1		2	
		バイオサイエンス入門	1		2	
語 学 科 目	英 語	IS: Community	1		1	
		IS: Social Justice	1		1	
		IS: Life & Work	1		1	
		IS: Health & Well-being	1		1	
		IS: The Arts	1		1	
		AE: Make a Difference in Your Community	1		2	
		AE: Interact Internationally	1		2	
		AE: Improve Life Skills	1		2	
		AE: Raise Health/Environmental Awareness	1		2	
		AE: Produce a Movie	1		2	
		CS: Presentation	1		2	
		CS: Grammar and Usage	1		2	
		EM: World News	1		2	
		EM: Popular Culture	1		2	
		EM: Reading for Inspiration	1		2	
		EM: Online Articles and Videos	1		2	
	そ の 他 の 言 語	ドイツ語初級1	1		2	
		ドイツ語初級2	1		2	
		フランス語初級1	1		2	
		フランス語初級2	1		2	
中国語初級1		1		2		
中国語初級2		1		2		
情 報 科 目	情報処理基礎	1	2			
	情報処理応用	1	2			
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目	健康・スポーツ科学	1	2			
	健康・スポーツ実技	1			1	
基 礎 科 目	生 物 学	基礎生物学	1	2		
		生物学	1	2		
	化 学	化学基礎	1		2	
		化学熱力学基礎	1		2	
		有機化学	1		2	
	物 理 学	物理学基礎	1		2	
		力学	1		2	
		電磁気学	1		2	
		波動・熱力学	1		2	

数学・統計学	微分積分学	1	2		
	線形代数学Ⅰ	1	2		
	線形代数学Ⅱ	1		2	
	統計学B	1		2	
自然科学実験	自然科学実験	1	1		

注1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て本表の授業科目の単位を修得したとみなすことができる。

(一部改正 平成30年達第67号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数	
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	2 単位	* 左記以外に 2 単位
		現代社会の諸相	4 単位	
		文化と人間性の探究		
		人間と自然		
		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	6 単位	
		その他の言語	ドイツ語、フランス語又は中国語から 4 単位	
	情報科目		4 単位	
健康・スポーツ科目		2 単位		
基礎科目	生物学	4 単位	* 左記以外に 12 単位	
	化学			
	物理学			
	数学・統計学	4 単位		
	自然科学実験	1 単位		
教養教育科目合計			45 単位	

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表 * 印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成30年達第67号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]
	2 単位
実用英語技能検定	準 1 級・1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730 点以上
TOEFL (iBT)	77 点以上

注 認定の対象科目は「CS: Grammar and Usage (2 単位)」に限る。

(一部改正 平成30年達第67号)

別表 3

区 分	授 業 科 目	配当 年次	単 位 数			
			必修	選択	自由	
専 門 基 礎 科 目	総合理学概論 A	1	2			
	総合理学概論 B	1	2			
	総合理学実験入門	1	1			
	生命科学実験	2		2		
	物質科学実験	2		2		
	生態学	2		2		
	基礎生理学	2		2		
	適応生理学	2		2		
	進化学 I	2		2		
	生物統計学	2		2		
	生命情報学 I	2		2		
	生化学	2		2		
	分子生理学	2		2		
	細胞生物学	2		2		
	分子生物学 I	2		2		
	物理化学	2		2		
	有機元素化学	2		2		
	物理数学	2		2		
	地学概論	2		2		
	幾何学	2		2		
	代数学	2		2		
	解析学	2		2		
	プログラミング I	2		2		
情報処理発展	2	2				
専 門 科 目	生 命 科 学 科 目	生態測定学	3		2	
		応用生理学	3		2	
		古生物学	3		2	
		進化学 II	3		2	
		生命情報学 II	3		2	
		植物生理学	3		2	
		応用生物学	3		2	
		発生生物学	3		2	
		生物機能化学	3		2	
		分子遺伝学	3		2	
		分子生物学 II	3		2	
		クロマチン生物化学	3		2	
総合神経科学	3		2			

	物質科学科目	放射線生物学	3		2	
		生命科学各論	4		1	
		機器分析化学	3		2	
		量子力学	2		2	
		統計力学	3		2	
		物性物理学	3		2	
		天体物理学	3		2	
		物質科学各論	4		1	
	数理情報科学科目	幾何・代数学	2		2	
		応用統計学	3		2	
		情報数学A	3		2	
		情報数学B	3		2	
		プログラミングⅡ	3		2	
		数理情報科学各論	4		1	
卒業研究関連科目	総合理学実習	3	3			
	専門演習Ⅰ	3	2			
	専門演習Ⅱ	4	2			
	専門演習Ⅲ	4	2			
	卒業研究Ⅰ	3	4			
	卒業研究Ⅱ	4	4			
	卒業研究Ⅲ	4	4			
外国語科目	自然科学英語	2	2			
	グローバルコミュニケーション	3	2			
専門関連科目	総合博物学	2		2		
	○教職概論2	2			2	
	○教育学概論2	2			2	
	○学校教育心理学	2			2	
	○教育制度論	3			2	
	○教育社会学	2			2	
	○教育課程論	3			2	
	理科教育法1	3			2	
	理科教育法2	3			2	
	○特別活動論	2			2	
	○教育方法論2	3			2	
	○生徒・進路指導論	2			2	
	○教育相談	3			2	
	○高等学校教育実習	4			3	
○教職実践演習(中・高)	4			2		

注 ○印は人文社会学部との共通開設科目である。

別表 4

区 分	最低修得必要単位数	
	必修科目	選択科目
専門基礎科目	7 単位	47 単位以上
専門科目		
卒業研究関連科目	21 単位	
外国語科目	4 単位	
専門関連科目		
専門教育科目合計	79 単位以上	

別表5 高等学校教諭一種免許状（理科）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目	
			科目名	単位数
教科に関する科目	高等学校教諭一種免許状（理科）	理科	○物理学基礎	2
			力学	2
			電磁気学	2
			○波動・熱力学	2
			物理数学	2
			○化学基礎	2
			物理化学	2
			有機元素化学	2
			機器分析化学	2
			○基礎生物学	2
			○生物学	2
			生態学	2
			基礎生理学	2
			進化学Ⅰ	2
			生命情報学Ⅰ	2
			生化学	2
			分子生理学	2
			細胞生物学	2
			分子生物学Ⅰ	2
			応用生理学	2
			進化学Ⅱ	2
			植物生理学	2
			応用生物学	2
分子遺伝学	2			
分子生物学Ⅱ	2			
○地学概論	2			
天体物理学	2			
○生命科学実験	2			
教職に関する科目	高等学校教諭一種免許状（理科）	教職の意義等に関する科目	○教職概論2	2
		教育の基礎理論に関する科目	○教育学概論2	2
			○学校教育心理学	2
			○教育制度論	2
			教育社会学	2
		教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程論	2
			○理科教育法1	2
			○理科教育法2	2
			○特別活動論	2
			○教育方法論2	2
生徒指導、教育相談及び進	○生徒・進路指導論	2		

教育職員 免許法施行規則第 66条の 6に定め る科目	路指導等に関する科目	○教育相談	2
	教育実習	○高等学校教育実習	3
	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2
		○日本国憲法	2
		○健康・スポーツ科学	2
		○健康・スポーツ実技	1
		○CS: Presentation	2
		○情報処理基礎	2

注 ○印は教職課程の必修科目である。